

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：32406

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330181

研究課題名（和文）「新」教育基本法の立憲主義的解釈の解明

研究課題名（英文） In Pursuit of Harmonizing the new Fundamental Law of Education to the Constitutionalism.

研究代表者

市川 須美子（ICHIKAWA SUMIKO）

獨協大学・法学部・教授

研究者番号：30117692

研究成果の概要（和文）：

本研究の成果は、(1) 民主党教育関係法案が、自公政権以上に徹底して新自由主義改革を進めるものであり、同法案と「新」教基法とが矛盾せず、また、「新」教基法の解釈により同法案を正当化できるため「新」教基法の再改正が必要とされていないこと、(2) 大阪府の教育諸条例は、国の法制度改革に先立って新自由主義的に教育行政・学校組織を再編しようとするものであり、その手段として地方版教育振興基本計画が使われようとしていること、(3) 「日の丸・君が代」訴訟最高裁判決は教師の思想・良心の自由に関して相当程度踏み込んだ判断を示したのに対し、教師の教育の自由に関してはほとんど判断を示していないので、教基法 16 条解釈の重要性がさらに増したこと等である。

研究成果の概要（英文）：

The aim of this research is to identify the legal issues in harmonizing the new Fundamental Law of Education (the new FLE) enacted in 2006 to the constitutionalism. We analyzed not only the new FLE but also the related enacted laws and draft laws prepared by the ruling parties. The fruits of this study are as follows. First, the political trend at the central and local levels for adopting new educational laws is to enhance the neoliberal scheme incorporated in the new FLE. The draft educational laws prepared by Japan Democratic Party before they came to the power in 2009 and new educational ordinance of Osaka prefecture and city are typical of this trend. Second, the key to anchor the new FLE within the framework of the constitutionalism resides in the prohibition of “improper control” as is stipulated in Article 16 of the new FLE.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2010 年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2011 年度	2,500,000	750,000	3,250,000
年度			
年度			
総計	9,600,000	2,880,000	12,480,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：新自由主義、「不当な支配」、民主党教育関係法案、大阪府教育関係諸条例

## 1. 研究開始当初の背景

新教基法法制の内容的特徴が、行政学領域において展開されてきた「新しい統治」理論または経済学領域において展開されてきた新制度経済学派の制度規範論の中核にある「主人-代理人」理論に基づく、教育行政組織、政府間財政関係、行政組織・教育組織関係、学校管理職・教育職関係の包括的再編にあると指摘されてきた。

しかし、このような指摘も法の“客観的認識”に他ならず、直ちに、新教基法法制の“あるべき解釈”となるわけではない。新自由主義に基づく教育法制の全面的改編である新教基法法制が、現代立憲主義から導かれる教育法の基本原理—教育の自由と教育における平等—、それに由来する制度原理—教育と教育行政の区別、教育行政の一般行政からの独立、教育行政の地方自治、学校の自治—と相当の緊張関係にあることは意識されており、それがなぜ発生するのかを明らかにし、そのような緊張関係を解く新教基法の「立憲主義的解釈」が必要とされている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、2006年12月に公布・施行された「改正」教育基本法およびそれと前後して実行された包括的な教育改革立法の立憲主義およびそれに由来する制度原理に基づく解釈の在り方を明らかにすることにある。

## 3. 研究の方法

新教基法の立憲主義的解釈の解明という課題に本格的に応えようとするれば、(1) 同新自由主義という政治原理に基づいて作成された他の法領域における国内法における文言との比較による法案作成者（新教基法の場合には与党協議会）の意思の推定、(2) 国会審議過程分析に基づく立法者意思の射程の確定、に加えて、(3) 新自由主義教育改革を基礎づける理論モデルと教育人権との緊張関係が浮上する事柄の同定、(4) 諸外国の立法・判例におけるこのような“緊張点”の同定のされ方およびその解消のされ方についての比較研究、そして(5) “緊張点”の日本における存在の法律の明文およびその運用実態、ならびに、日本の判例の検討に基づく検証が不可欠となる。上記の研究目的の達成は、(1)～(5)の総合的な研究の成果としてのみ可能となる。

## 4. 研究成果

### (1) 民主党教育関係法案・選挙公約と「新」教育基本法の比較分析

2009年9月政権与党となった民主党は、結

党以来、国会提出の教育関係法の数は優に20を超えている。それらの収集とともに、新自由主義および新国家主義の徹底度という観点から、①個々の法案の特徴、②法案全体の特徴の経年的変化、③民主党「日本国教育基本法案」との関係、④「新」教基法および自公政権のもと開催された教育関係法との関係、⑤「新」教基法の再改正の必要性、⑥選挙マニフェストと教育関係法案の関係を分析した。それによる新しい知見は、具体的には、①民主党の教育関係法案は、2003年までの福祉国家的色彩の強い法案、2003年以降の新自由主義的法案、および政権獲得後における新自由主義をベースとしながら、福祉国家的要求を吸収する法案と大きく分けて3つの時期に区分できること、②民主党教育関係法案は、ナショナル・ミニマム・スタンダードの縮小ないしは廃棄、および、地教教育行政の首長部局化等、自公政権以上に徹底して新自由主義改革を進めるものであること、③民主党は「新」教基法に対抗し、新自由主義的色彩と新国家主義的色彩のよりはっきりとした日本国教育基本法案を提出し、それを具体化するために教育関係法案を提出してきたが、それらは、「新」教基法と矛盾せず、また、「新」教基法の解釈により、法案を正当化できるので、再改正は必要とはされていない等である。

### (2) 「新」教育基本法の内容的特徴を先行的に具体化する大阪府教育関係諸条例の分析

「新」教育基本法の立憲主義的解釈の解明に関わる立法上の新たな現象として、大阪府における教育関係諸条例（教育行政基本条例、府立学校条例、職員基本条例）の立案があり、これらと「新」教育基本法との関係を分析した。本研究は、「新」教育基本法法制の特徴を、「新しい統治理論」または「主人-代理人」理論に基づいて教育行政組織、行政組織-学校組織間関係、学校管理職-教職員関係を再編しようとするものとの仮説を立てているが、大阪府の諸条例は、国の法制度改革に先立ってこの方向での再編を推進する立法である。その最大の特徴は、首長・議会に教育を実質的に統治する権限を与えかねないことにあり、またその手段として、「新」教育基本法に作成主体が明記されていない地方版教育振興基本計画が使われようとしている点にある。

### (3) 「新」教育基本法下における教育判例（日の丸・君が代訴訟）の分析

本研究は、「新」教育基本法の立法者意思とこれまでの日本国憲法・教育関連法の解釈

を示す判例には緊張関係があるとの仮説を立てている。したがって、本研究では、最高裁判決の新たな憲法・教育関連法解釈の分析は必須となる。「新」教育基本法の解釈に関わる主要な教育裁判として「日の丸・君が代」訴訟があるが、本研究期間中にこれに関する最高裁の判決（2011年5月30日～2012年1月16日）が連続して出されたため、同判決の資料の収集、分析、検討を行った。最高裁は、教師の思想・良心の自由に関して相当程度踏み込んだ判断を示したのに対し、教師の教育の自由に関してはほとんど判断を示されていない。上記の大阪府の現象と合わせてみたとき、教育における「不当な支配」の現状分析とその原理的な考察が、「新」教育基本法の立憲主義的解釈の不可避の課題である。

なお、本研究成果は、『『日の丸・君が代』訴訟の争点』日本教育法学会編『教育の国家責任とナショナル・ミニマム』（日本教育法学会年報41号）（2012年、161-183頁）として公表されている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計36件）

- (1) 市川須美子「民主党政権と新教育基本法（教育法学40年と政権交代）」、日本教育法学会年報、査読無、40巻、132-142、2011年
- (2) Yosuke Yotoriyama “Dynamics of Three Structures of Responsibility in Education under the New Basic Law of Education”, Journal of Japanese Law, No. 31 (2011), 22-47 査読有
- (3) 高橋哲「教育法学における教育学的側面の展開と課題」、日本教育法学会年報、査読無、40巻、35-49、2011年

〔学会発表〕（計11件）

- (1) 高橋哲「米国オバマ政権下の教員法制改革の分析」、日本教育学会第70回大会、2011年8月25日、千葉大学
- (2) 成嶋隆「公教育無償原則の射程」、日本教育法学会第41回定期総会、2011年5月29日、新潟大学

- (3) 市川須美子「政権交代と教育基本法」、日本教育法学会第40回定期総会、2010年5月30日、明治大学
- (4) 中嶋哲彦「新政権と地方教育行政制度」日本教育法学会第40回定期総会、2010年5月30日、明治大学

〔図書〕（計5件）

- (1) 高橋哲『現代米国の教員団体と教育労働法制改革-公立学校教員の労働基本権と専門職性をめぐる相克-』風間書房、304頁、2011年
- (2) 世取山洋介・山本由美「新自由主義教育『改革』を超えて」、渡辺治・進藤兵編『東京をどうするか 福祉と環境の都市構想』岩波書店、182-216頁、2011年
- (3) 中川律「サンフォード・レヴィンソン—合衆国市民にとっての憲法の意味の探求者—」、駒村圭吾・山本龍彦・大林啓吾編『アメリカ憲法の群像—理論家編』尚学社、202-225頁、2010年
- (4) 日本教育法学会新教育基本法法制研究特別委員会（委員長-市川須美子）編著『民主党教育関係法案と選挙公約-資料と解題-』日本教育法学会事務局、180頁、2010年

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

市川 須美子 (ICHIKAWA SUMIKO)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：30117692

(2) 研究分担者

小泉 広子 (KOIZUMI HIROKO)  
桜美林大学・総合科学系・准教授  
研究者番号：40341573

今野 健一 (KONNO KENICHI)  
山形大学・人文学部・教授  
研究者番号：70272086

高橋 哲 (TAKAHASHI SATOSHI)  
埼玉大学・教育学部・准教授  
研究者番号：10511884

中川 律 (NAKAGAWA RITSU)  
宮崎大学・教育文化学部・講師  
研究者番号：60536928

中嶋 哲彦 (NAKAJIMA TETSUHIKO)  
名古屋大学大学院・教育発達科学研究  
科・教授  
研究者番号：40221444

成嶋 隆 (NARUSHIMA TAKASHI)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・  
教授  
研究者番号：90115056

世取山 洋介 (YOTORIYAMA YOUSUKE)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・  
准教授  
研究者番号：90262419

(3) 連携研究者

土屋 基規 (TSUCHIYA MOTONORI)  
神戸大学・発達科学部・名誉教授  
研究者番号：10093519

光本 滋 (MITSUMOTO SHIGERU)  
北海道大学・教育学研究科・助教  
研究者番号：10333585

山口 和孝 (YAMAGUCHI KAZUTAKA)  
埼玉大学・教育学部・教授  
研究者番号：90182427

山崎 雄介 (YAMAZAKI YUUSUKE)  
群馬大学・教育学部・教授  
研究者番号：00252411

山本 由美 (YAMAMOTO YUMI)  
和光大学・現代人間学部・教授  
研究者番号：00442062